

# 資料編

## 1. 高齢者日常生活圏域二一ズ調査結果

### 【調査概要】

調査対象者：市内在住の65歳以上の方（平成26年6月1日現在、住民基本台帳より無作為抽出）

調査対象数：2,500人

調査期間：平成26年6月18日（水）～平成26年7月4日（金）まで

調査方法：調査票による本人記入、同居または別居の家族記入、その他の方の記入方式  
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

### 【回収結果】

調査票配布数	有効回収数	有効回収率
2,500	1,926	77.0%

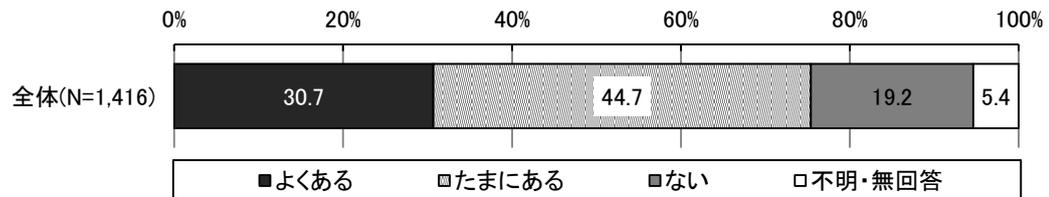
### 【調査結果の見方】

- 回答結果は、有効サンプル数に対して、それぞれの回答の占める割合を示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの回答の占める割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- グラフ及び表のN数（number of case）、「サンプル数」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は、簡略化している場合があります。
- グラフ中の数値表示は、グラフが繁雑になる場合には省略しています。

## 【主な調査結果】

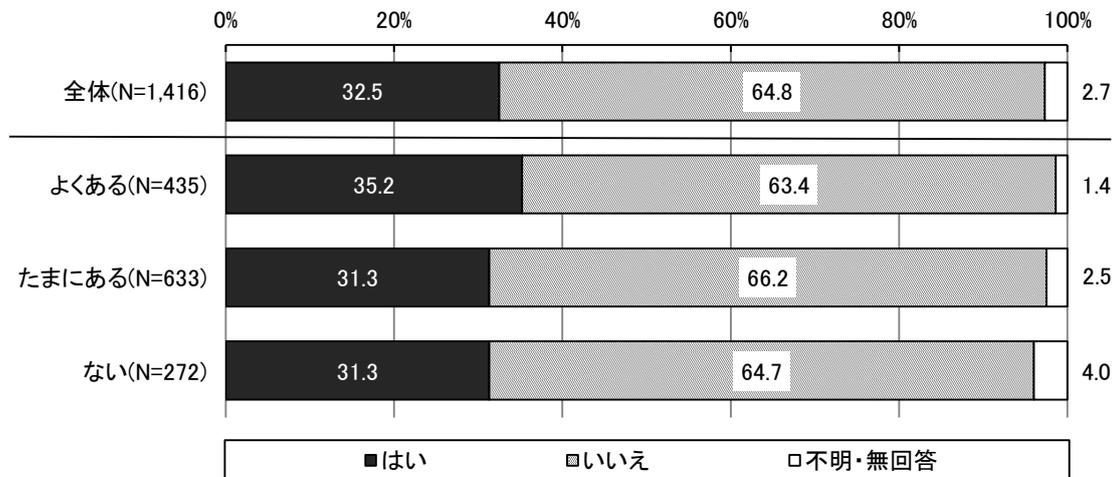
### ①日中一人になる可能性

日中一人になる可能性についてみると、「たまにある」が44.7%と最も高く、次いで「よくある」が30.7%となっています。



### ②外出回数が減っているか(日中一人になる可能性別)

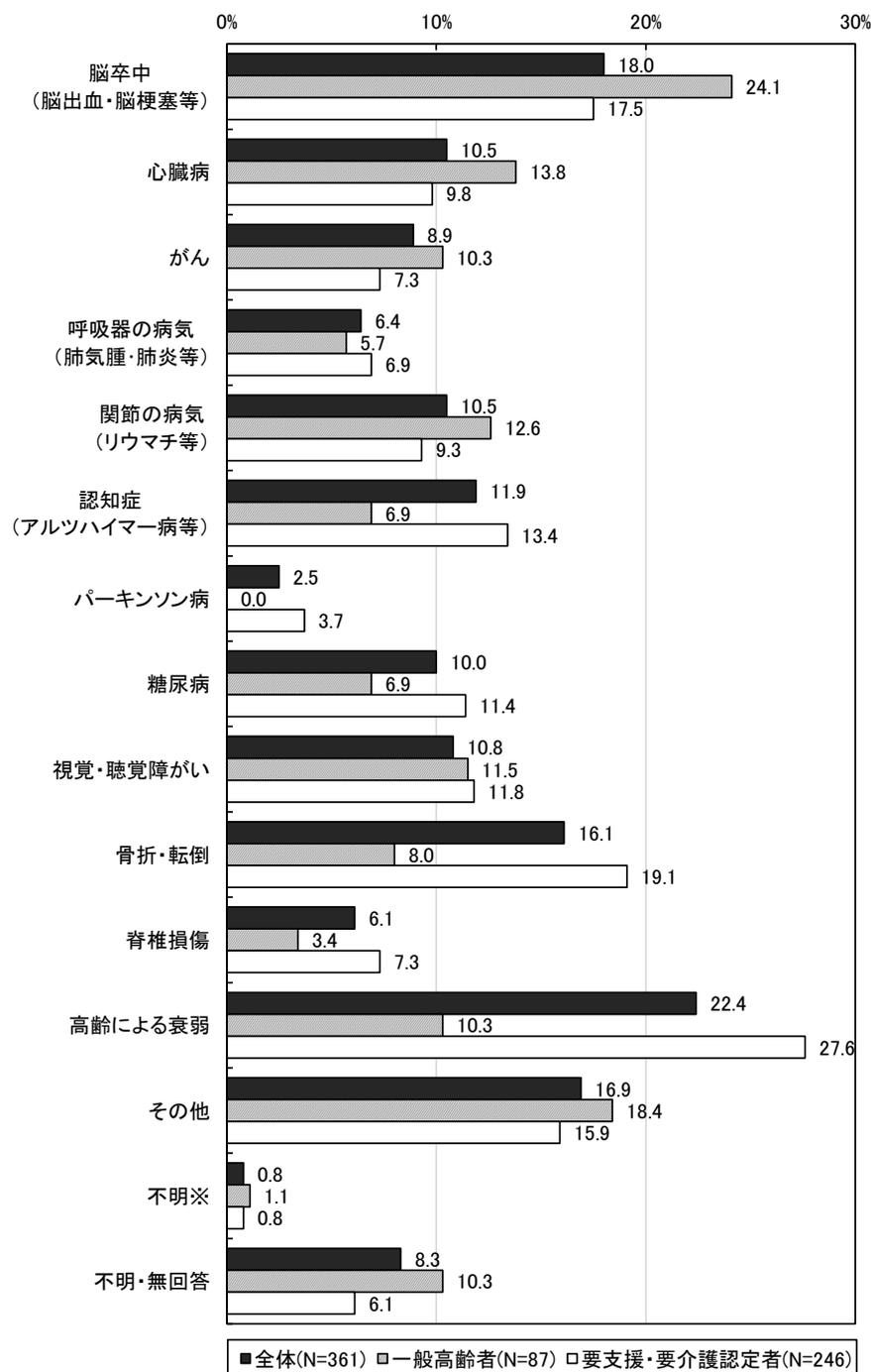
外出回数が減っているかについてみると、「はい」が32.5%、「いいえ」が64.8%となっています。また、日中一人になる可能性別について、『よくある』では、「はい」が35.2%となっています。



### ③介護・介助が必要になった主な原因(複数回答)

介護・介助が必要になった主な原因についてみると、全体では「高齢による衰弱」が22.4%と最も高く、次いで「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」が18.0%となっています。

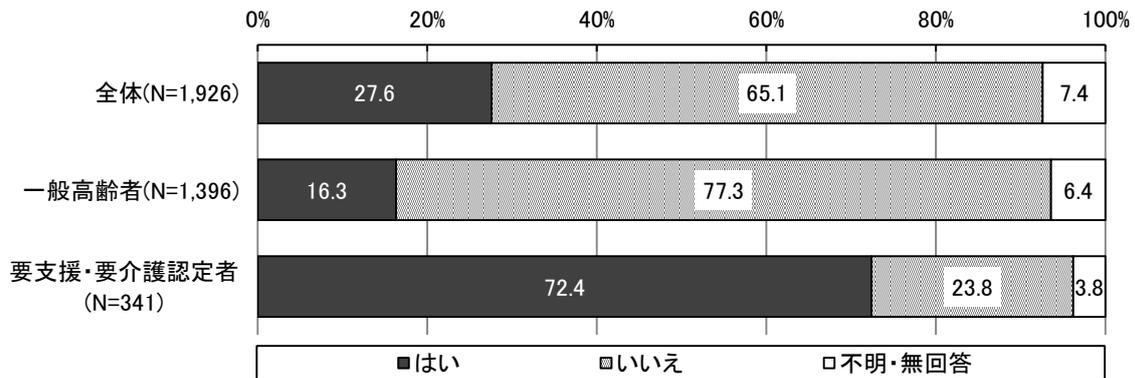
一般高齢者では「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」が24.1%と最も高く、次いで「その他」が18.4%となっています。要支援・要介護認定者では「高齢による衰弱」が27.6%と最も高く、次いで「骨折・転倒」が19.1%となっています。



※グラフ内の「不明」は選択肢内の不明を回答された方をさします。

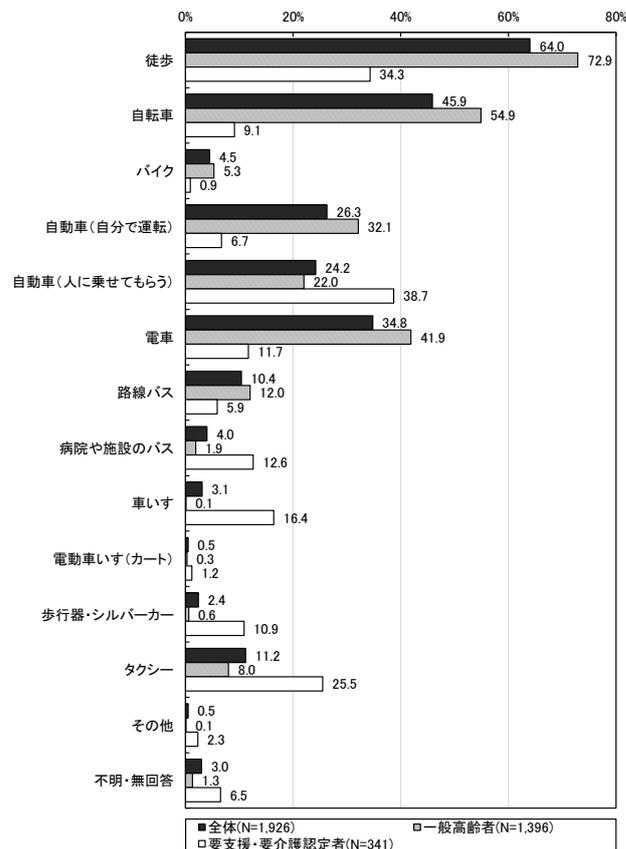
#### ④外出を控えているか

外出を控えているかについてみると、全体では「はい」が27.6%、「いいえ」が65.1%となっています。一般高齢者、要支援・要介護認定者では「はい」がそれぞれ16.3%、72.4%、「いいえ」がそれぞれ77.3%、23.8%となっています。



#### ⑤外出する際の移動手段(複数回答)

外出する際の移動手段についてみると、全体では「徒歩」が64.0%と最も高く、次いで「自転車」が45.9%となっています。一般高齢者では「徒歩」が72.9%と最も高く、次いで「自転車」が54.9%となっています。要支援・要介護認定者では「自動車(人に乗せてもらう)」が38.7%と最も高く、次いで「徒歩」が34.3%となっています。

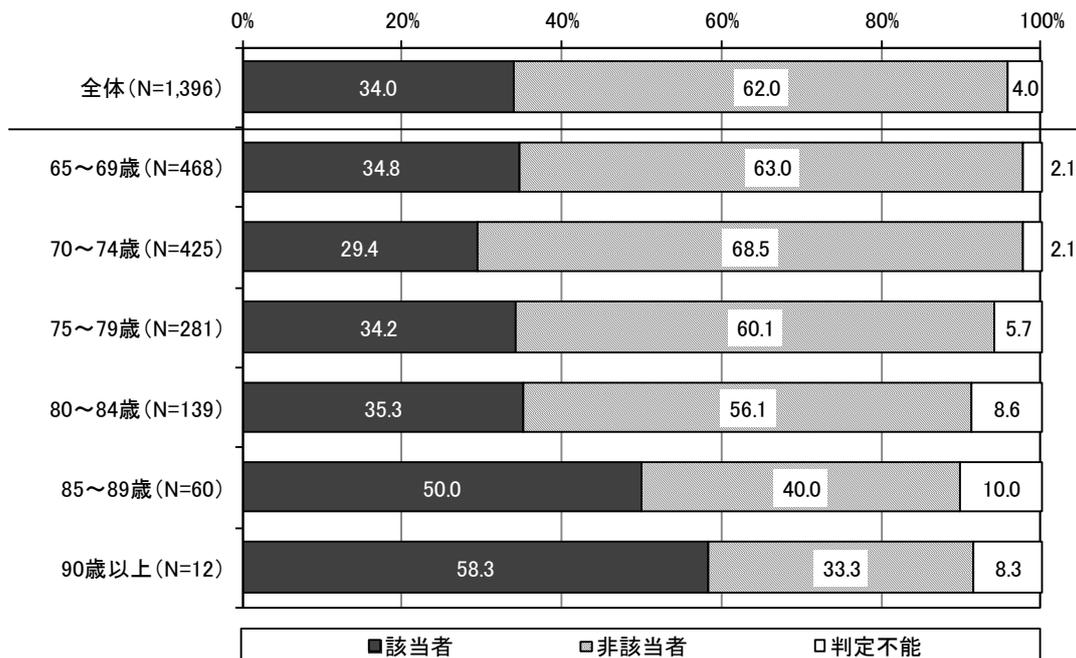


## ⑥認知機能について

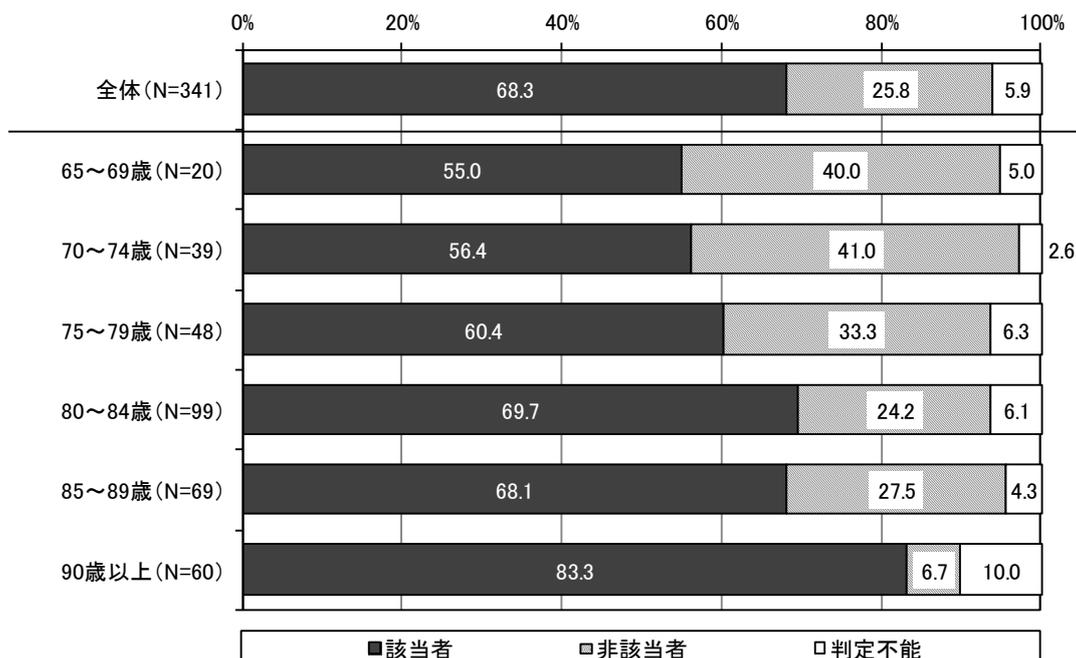
認知機能についての評価結果をみると、一般高齢者では全体の34.0%、要支援・要介護認定者では全体の68.3%が「該当者」となっています。

年齢別にみると、一般高齢者、要支援・要介護認定者ともに「該当者」は『90歳以上』でそれぞれ58.3%、83.3%と最も高く、次いで一般高齢者では『85～89歳』で50.0%、要支援・要介護認定者では『80～84歳』で69.7%となっています。

【一般高齢者】



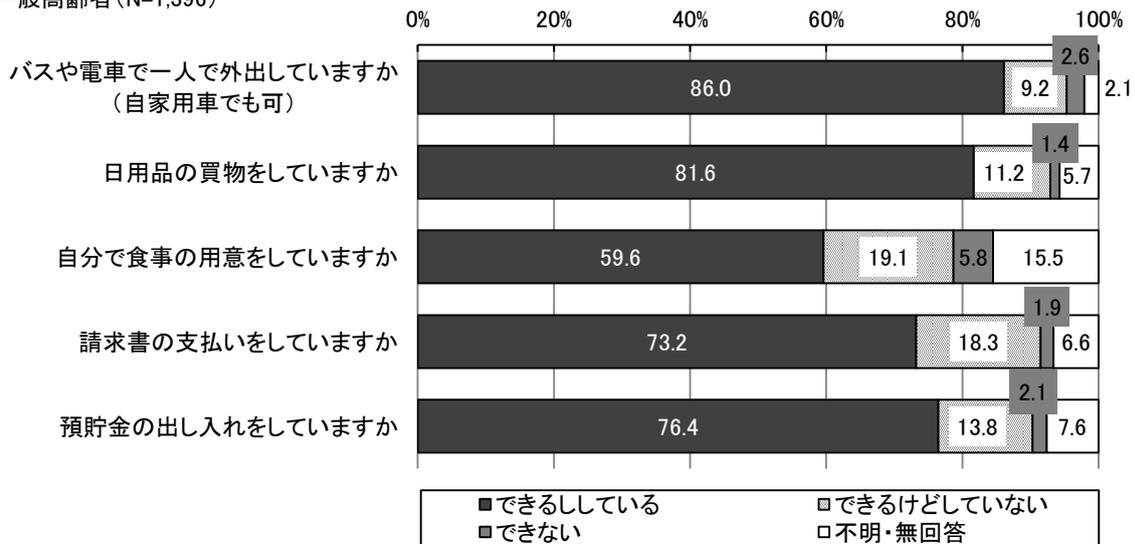
【要支援・要介護認定者】



## ⑦日常生活について

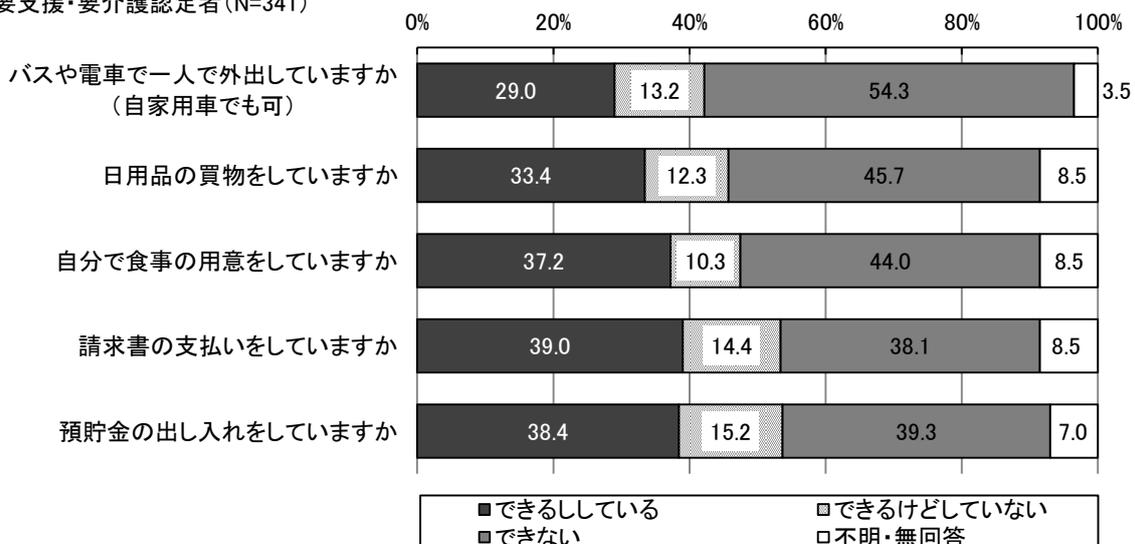
一般高齢者では「できるししている」は『バスや電車で一人で外出していますか（自家用車でも可）』が86.0%と最も高く、次いで『日用品の買物をしていますか』が81.6%となっています。「できない」は『自分で食事の用意をしていますか』が5.8%と最も高く、次いで『バスや電車で一人で外出していますか（自家用車でも可）』が2.6%となっています。

一般高齢者(N=1,396)



要支援・要介護認定者では「できるししている」は『請求書の支払いをしていますか』が39.0%と最も高く、次いで『預貯金の出し入れをしていますか』が38.4%となっています。「できない」は『バスや電車で一人で外出していますか（自家用車でも可）』が54.3%と最も高く、次いで『日用品の買物をしていますか』が45.7%となっています。

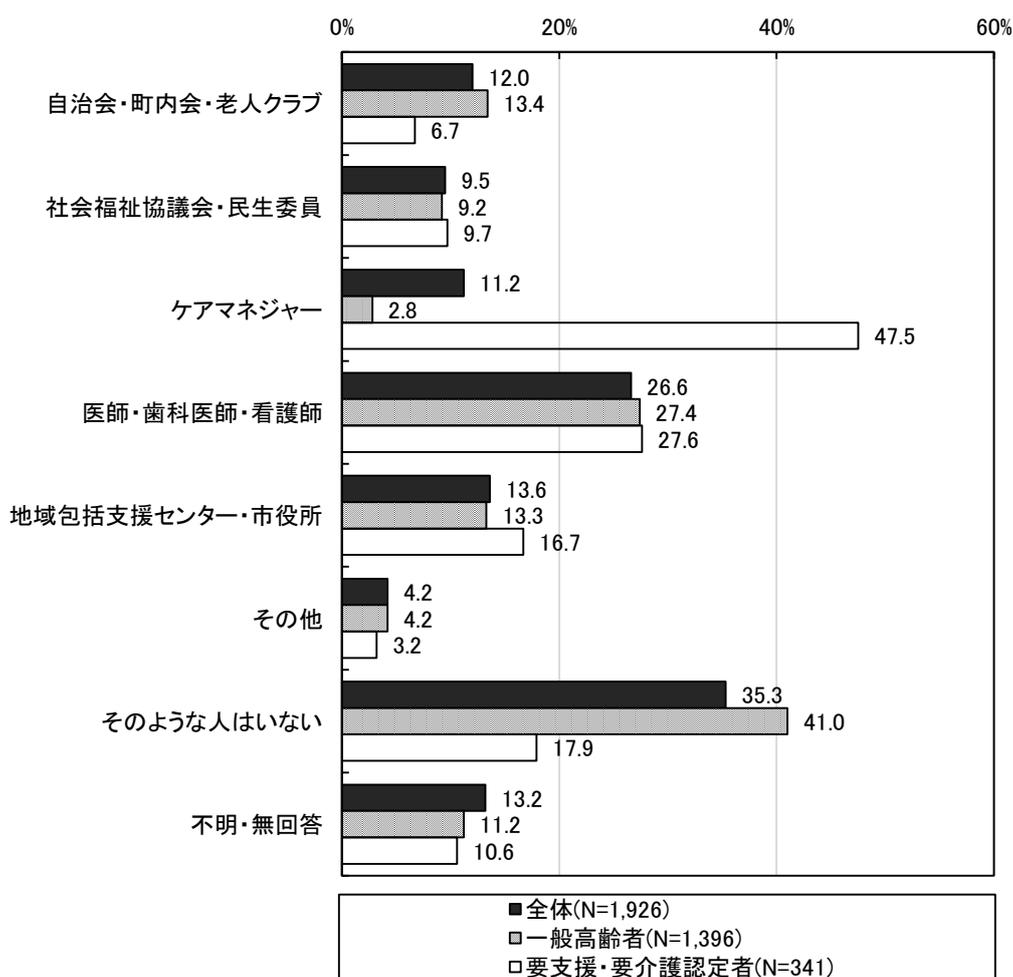
要支援・要介護認定者(N=341)



### ⑧家族や友人・知人以外の相談相手(複数回答)

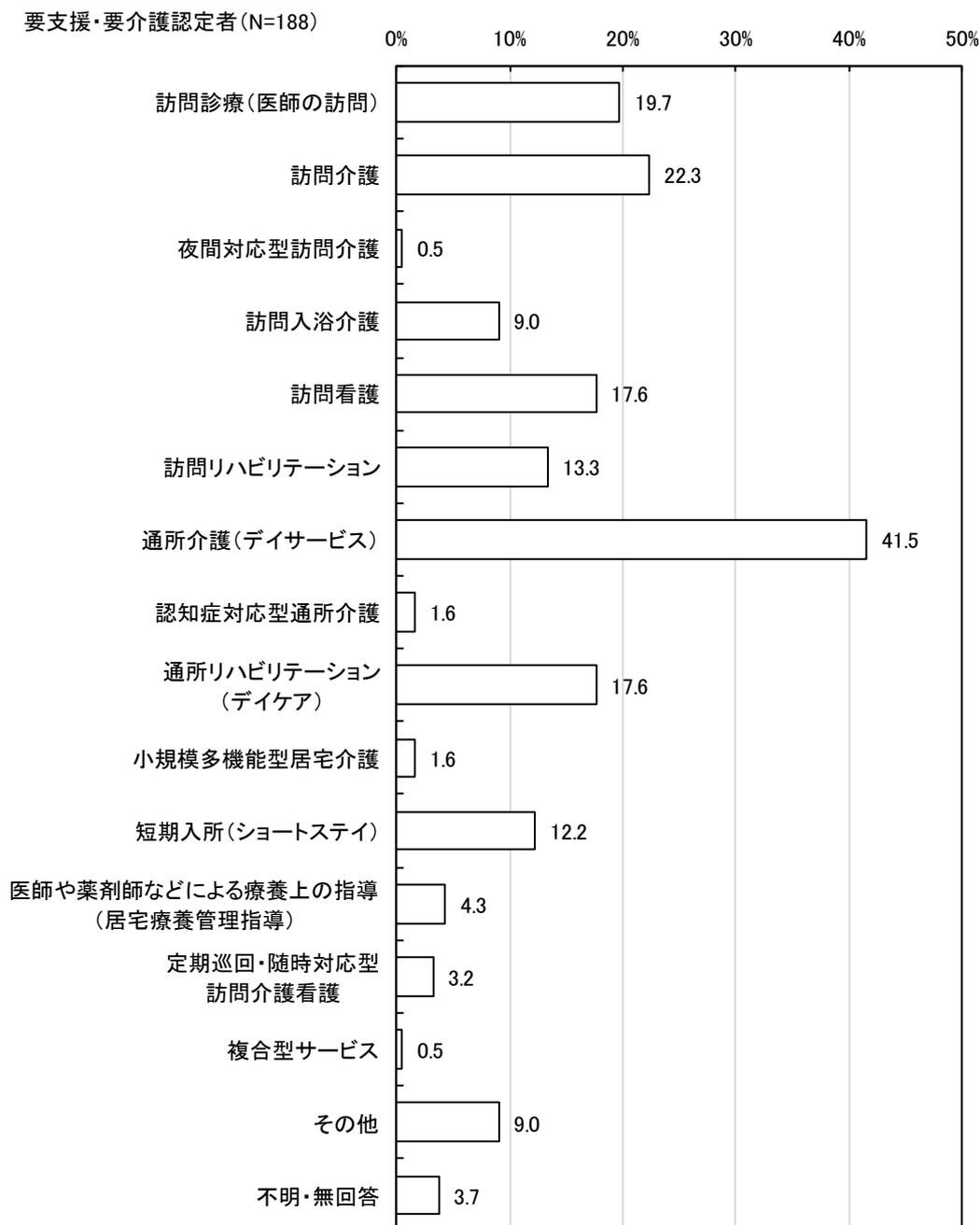
家族や友人・知人以外の相談相手についてみると、全体では「そのような人はいない」が35.3%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」が26.6%となっています。一般高齢者では「そのような人はいない」が41.0%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」が27.4%となっています。

要支援・要介護認定者では「ケアマネジャー」が47.5%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」が27.6%となっています。



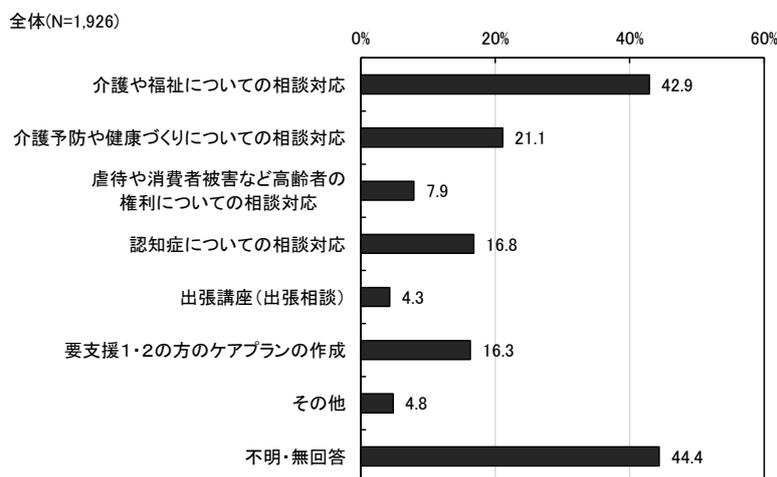
### ⑨利用している在宅サービスの種類(複数回答)

要支援・要介護認定者が利用している在宅サービスについてみると、「通所介護（デイサービス）」が41.5%と最も高く、次いで「訪問介護」が22.3%、「訪問診療（医師の訪問）」が19.7%となっています。



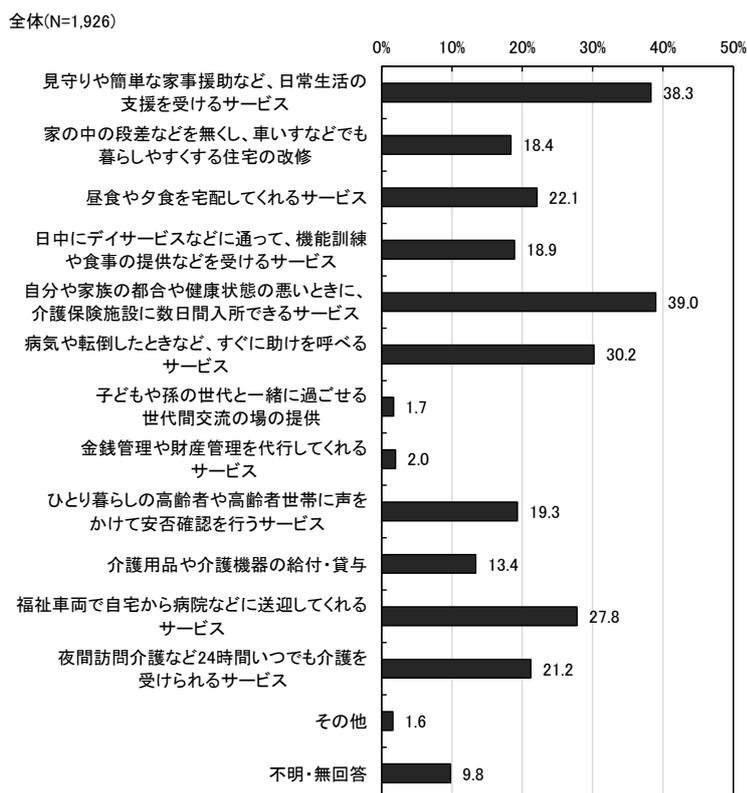
⑩「地域包括支援センター」が行っていることの中で知っていること(複数回答)

「地域包括支援センター」が行っていることの中で知っていることについてみると、「介護や福祉についての相談対応」が 42.9%と最も高く、次いで「介護予防や健康づくりについての相談対応」が 21.1%となっています。



⑪身近な地域で生活するために必要だと思う支援(3つまで回答)

身近な地域で生活するために必要だと思う支援についてみると、「自分や家族の都合や健康状態の悪いときに、介護保険施設に数日間入所できるサービス」が 39.0%と最も高く、次いで「見守りや簡単な家事援助など、日常生活の支援を受けるサービス」が 38.3%となっています。



## 2. 計画策定スケジュール

日程	内容
平成 26 年 2 月	平成 25 年度第 1 回藤井寺市保健福祉計画推進協議会・いきいき長寿部会 ・「第 5 期藤井寺市いきいき長寿プラン」の進捗状況の報告
平成 26 年 6 月	日常生活圏域ニーズ調査実施
平成 26 年 8 月	平成 26 年度第 1 回藤井寺市保健福祉計画推進協議会・いきいき長寿部会 ・「第 5 期藤井寺市いきいき長寿プラン」の進捗状況の報告 ・「第 6 期藤井寺市いきいき長寿プラン」の策定についての報告 ・計画策定に向けた今後のスケジュールの報告
平成 26 年 10 月	平成 26 年度第 2 回藤井寺市保健福祉計画推進協議会・いきいき長寿部会 ・「第 6 期藤井寺市いきいき長寿プラン」の計画案の報告
平成 26 年 12 月	平成 26 年度第 3 回藤井寺市保健福祉計画推進協議会・いきいき長寿部会 ・「第 6 期藤井寺市いきいき長寿プラン」の計画案の報告
平成 27 年 1 月	平成 26 年度第 4 回藤井寺市保健福祉計画推進協議会・いきいき長寿部会 ・「第 6 期藤井寺市いきいき長寿プラン」の計画案の報告
平成 27 年 1 月 16 日 ～ 1 月 29 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 2 月	平成 26 年度第 5 回藤井寺市保健福祉計画推進協議会・いきいき長寿部会 ・「第 6 期藤井寺市いきいき長寿プラン」の計画の報告

### 3. 藤井寺市保健福祉計画推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和42年藤井寺市条例第19号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、藤井寺市保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保健福祉施策推進のための意見集約
- (2) 保健福祉施策に関する調査研究
- (3) 保健福祉施策の実施に当たっての助言
- (4) 保健福祉計画策定に当たっての市長からの諮問の審議及び報告
- (5) その他保健福祉施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健福祉関係団体の代表者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 保健福祉関係機関に属する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、施策の検討、供給サービス、事例研究等事務及び各種行政計画の審議を分掌する。
- 3 部会は、会長が指名する委員で組織する。

- 4 部会には部会長を置き、正副会長が分担し部会を総理する。
- 5 その他部会の会議に関する事項は、前条の規定を準用する。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において行う。

- 2 部会の庶務は、部会を主宰する担当課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に委員である者は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。

#### 4. 藤井寺市保健福祉計画推進協議会いきいき長寿部会委員名簿

平成 27 年 2 月 1 日現在

氏 名		区分	役職等
◎	藤 本 恭 平	保健福祉関係機関	藤井寺市医師会副会長
○	長 畑 多 代	学識経験者	大阪府立大学大学院 看護学研究科教授
	上 杉 久	保健福祉関係機関	藤井寺市歯科医師会副会長
	竹 下 享 子	保健福祉関係機関	藤井寺市薬剤師会副会長
	波 多 野 昌	保健福祉関係団体の 代表者	藤井寺市老人クラブ連合会理事
	山 下 則 一	保健福祉関係機関	社会福祉法人好老会 特別養護老人ホームひかり 法人本部局長
	明 石 マ ス ミ	市民代表	

◎：部会長    ○：副部会長    (敬称略)

**第6期藤井寺市いきいき長寿プラン  
～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～  
(平成27年度～平成29年度)**

発行年月 平成27年3月

発行 藤井寺市 健康福祉部 高齢介護課・健康課

〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号

電話 072-939-1111 (代)

FAX 072-952-9503

URL <http://www.city.fujiidera.osaka.jp/>